

一般送配電事業者の 2020 年度収支状況の事後評価等について

本年度における一般送配電事業者の収支状況の事後評価等の進め方について、ご審議いただく。

1. 趣旨

令和 4 年 2 月 4 日付にて、経済産業大臣から、一般送配電事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求め（資料 4－3）があったところ。

これを受け、料金制度専門会合において、一般送配電事業者の 2020 年度収支状況の事後評価（ストック管理・フロー管理等）を実施することとする。

また、託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進するとともに、2023 年度より導入する新たな託送料金制度（以下「レベニューキャップ制度」という。）の運用の参考とする観点から、当該制度に係る各社の取組状況の分析・評価を実施する。

2. 本年度の進め方（案）

料金制度専門会合において、以下の項目について分析・評価する。

① 法令に基づく事後評価（全 10 社）

- ・ 超過利潤累積額管理表及び乖離率計算書による事後評価（ストック管理及びフロー管理）
- ・ 廃炉等負担金を踏まえた評価

※2020 年 12 月に電気事業託送供給等収支計算規則が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、超過利潤の計算において費用として扱ってはならないとされたことから、当該支出増（超過契約額）があれば、それも反映して評価を行う。

② 事業者ヒアリングによる追加的な分析・評価

- ・ 以下の項目について事業者ヒアリングを実施する。

（i）託送供給等収支の状況

（北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電、九州電力送配電）

（ii）東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金の水準の算定根拠（東京電力HD）

（iii）レベニューキャップ制度における検討事項に係る取組状況等

（北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電、九州電力送配電）

- ✓ CAPEX 設備に係る社内検討プロセスについて
- ✓ ステークホルダーとの協議について
- ✓ 無電柱化対応について

- ✓次世代投資について
- ✓レベニューキャップ制度に対する意見・要望事項等
- (iv) レベニューキャップ制度を見据えた取組内容や計画
(北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、四国電力送配電、九州電力送配電)
- ✓設備投資金額額及び物量の推移
- ✓経営効率化に向けた取組状況
- ✓レベニューキャップ制度における設定目標に対する取組
- (v) レベニューキャップ制度におけるデータ採録等に係る整備に向けた今後のアクションプランについて（送配電網協議会）

3. スケジュール

2月8日（本日） 電力・ガス取引監視等委員会
・事後評価の進め方について審議

2月中旬 料金制度専門会合
・法令に基づく事後評価
・事業者ヒアリングによる追加的な分析・評価

2月下旬 電力・ガス取引監視等委員会
・法令に基づく事後評価の結果について経済産業大臣に回答

3月中 料金制度専門会合とりまとめ、委員会への報告

（参考）2019年度託送収支の事後評価における開催時期

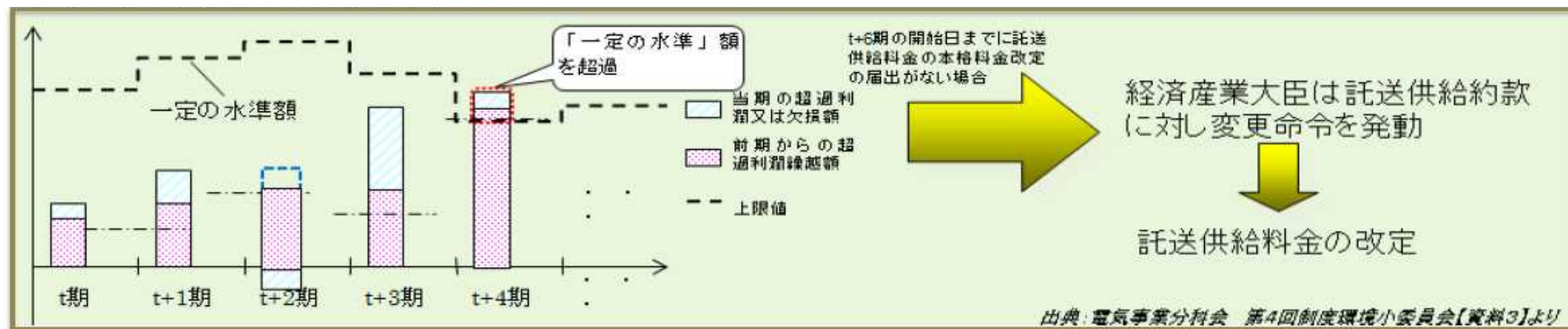
2021年	2月22日	経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
	2月24日	第313回電力・ガス取引監視等委員会 (事後評価の進め方について審議)
	3月8日	第7回料金制度専門会合
	3月15日	第316回電力・ガス取引監視等委員会 (法令に基づく事後評価結果の報告、経済産業大臣への回答 について審議)
		電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣へ回答
	3月29日	第320回電力・ガス取引監視等委員会 (全体とりまとめ結果の報告)

【参考1】 現行のストック管理とフロー管理の概要

- 超過利潤累積額が一定の水準を超過(ストック管理)するか、もしくは、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過(フロー管理)した場合で、翌々事業年度開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款の変更命令を発動

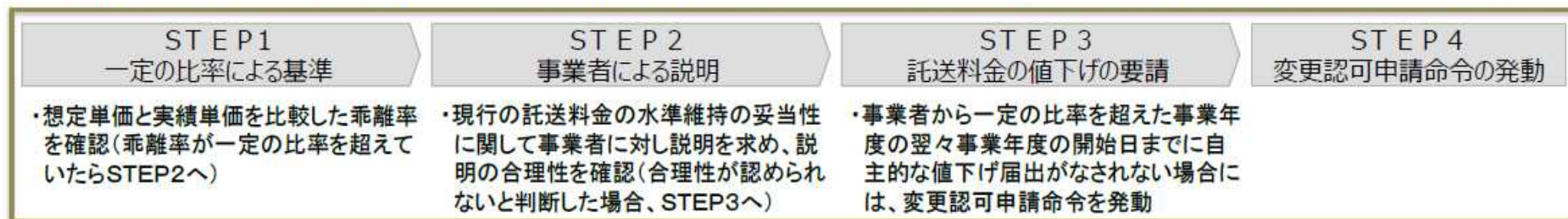
＜ストック管理方式＞

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み



＜フロー管理方式＞

「想定単価と実績単価の乖離率（原価とのズレ）」を確認し、乖離率が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



【参考2】廃炉等負担金を踏まえた事後評価の概要

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東電PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東電PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月（一部は2020年3月）施行）。

＜値下げ命令に関する新たな評価基準の概要＞

- ・ 以下の基準のいずれかの場合に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動することができる。

① 通常のストック管理・フロー管理に比べて厳格な基準値	・ 超過利潤累積額が、通常のストック管理基準（一定水準額＝固定資産額×事業報酬率）の3／5を超過する場合、もしくは、 ・ 想定原価と実績単価の乖離率が、▲3％（通常のフロー管理基準（▲5％）の3／5）を超過する場合
② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標	・ 他の一般送配電事業者の3社以上が託送料金を値下げする場合、もしくは、 ・ 他の一般送配電事業者の5社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲5％を超過している場合
③ 東電グループ他社の資金負担との比較指標 ※ ③の基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。	・ 東電PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合 算定式 $A - B(1 - C)$ A：廃炉等積立金の額 B：東電グループ他社（東電EP、東電FP及びJERA）の経常利益の合計値 C：東電PGの有形固定資産比率

○電気事業法（抜粋）

（託送供給等約款に関する命令及び処分）

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等①（抜粋）

第2 処分の基準

（14） 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事項の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この（14）において同じ。）の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この（14）において同じ。）である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下口並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等②（抜粋）

③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値（当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス3パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ハ 平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合（ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ニ 1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等③（抜粋）

ホ 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合（ただし、現行の基準託送供給料金水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

$$A - B \times (1 - C)$$

A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積立金の額

B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者をいい、過去に特定関係事業者であった者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下このホにおいて同じ。）であって、小売電気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定小売電気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気事業者又は発電事業者へ承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事業を営む者（以下このホにおいて「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除く。）

C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

【参考 3】新たな託送料金制度の詳細設計

2020年9月18日第2回電力・ガス取引監視等委員会の
検証に関する専門会合資料3（一部加工）

- 電気事業法の改正により、一般送配電事業者が一定期間ごとに収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける新しい託送料金制度を、2023年度に導入することとされた。
- その詳細設計については、これまで託送料金の審査や事後評価を担ってきた当委員会が行うこととされ、2020年7月に検討を開始。2021年11月に、取りまとめを行った。

【託送料金の設定のしくみ】

<現行>

向こう3年間に発生する費用を算定



料金単価を設定



事業者から申請がなされない
限り改定されず

<2023年4月～>

規制期間（5年間）における

事業計画を策定し

それに必要な費用を算定



収入上限を設定



5年ごとに収入上限を設定
・事業計画が未達の場合は翌期の収入を減額
・効率化の成果を5年ごとに反映

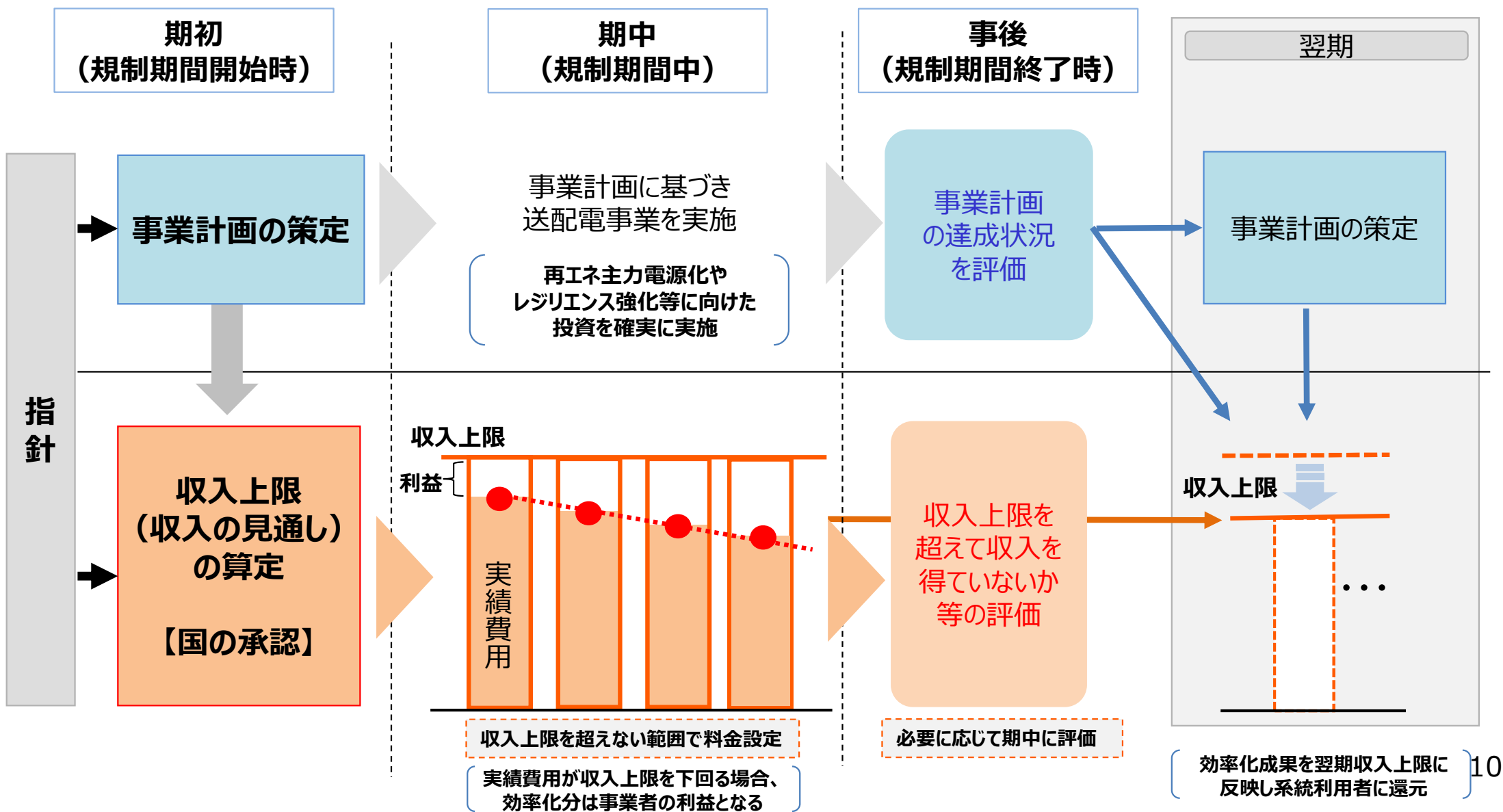
収入上限を超えない範囲で
事業者が**料金単価**を設定

制度の詳細設計を当委員会が担当

【参考 4】新たな託送料金制度の全体像

2021年11月24日託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ 詳細参考資料（一部加工）

- 新しい託送料金制度では、一般送配電事業者が、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できることとされている。本制度が、一般送配電事業者が、送配電費用を最大限抑制しつつ、必要な投資を確実に実施する仕組みとなるようその詳細設計を行った。



【参考5】新たな託送料金制度のスケジュール

2021年11月24日託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ 詳細参考資料（一部加工）

- 以下のスケジュールで、制度開始に向けた準備を進めているところ。

	2021年度						2022年度		2023年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	4月
制度設計・省令改正		★ 料金制度専門会合 取りまとめ ↓ エネ庁への報告 ★ エネ庁 取りまとめ							
申請・審査							★ 一般送配電事業者 による申請	★ 収入上限の承認 託送料金の認可	レベニューキャップ 制度の開始

※申請、審査の具体的なスケジュールは今後検討。

経 済 産 業 省

20220131 資 第 5 号
令和 4 年 2 月 4 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平 1 2・0 5・2 9 資第 1 6 号）第 2（1 4）に基づく一般送配電事業者の収支状況の確認にあたり、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

（対象事業者）

・北海道電力ネットワーク株式会社	法人番号 7430001078663
・東北電力ネットワーク株式会社	法人番号 7370001044201
・東京電力パワーグリッド株式会社	法人番号 3010001166927
・中部電力パワーグリッド株式会社	法人番号 1180001135974
・北陸電力送配電株式会社	法人番号 4230001017826
・関西電力送配電株式会社	法人番号 6120001220018
・中国電力ネットワーク株式会社	法人番号 5240001054140
・四国電力送配電株式会社	法人番号 8470001017344
・九州電力送配電株式会社	法人番号 6290001084768
・沖縄電力株式会社	法人番号 3360001008565